

第 6 次 豊浦町 総合計画

後期基本計画

2023 » 2027

《概要版》



北海道豊浦町

計画策定の趣旨

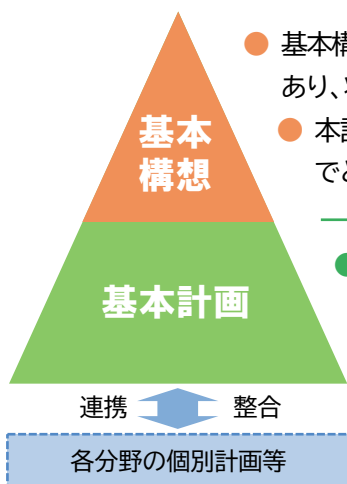
豊浦町は、人口も少なくなり、官民共に持続していくためには、長期的な視点と展望、そして大きな決意を持って行動していくことが重要です。

そのため、これまでの「第6次豊浦町総合計画 前期基本計画」の視点と取組を継続するとともに、将来にわたり豊浦町に住み続けるため、町民・議会・役場が一丸となって、生きがいと地域への誇りを持ちつつも、価値観を見直し、新たな視点に立って、「本当に重要なこと」や「町民/議会/役場にできること」を見極めながら、まちづくりに努めていく必要があります。

上記を踏まえ、豊浦町の進むべき方向性を明らかにする新たな「道しるべ」として「第6次豊浦町総合計画 後期基本計画」を策定しました。

計画の構成と役割

「第6次豊浦町総合計画」は本町の最上位計画であり、平成30年度から10年間のまちづくりの方向性を示すものです。「第6次豊浦町総合計画」の構成は、政策を位置付ける「基本構想」、施策を位置付ける「基本計画」の2層構造としており、具体的な施策・事業の内容については個別計画などで対応することとしています。



- 基本構想は、将来に向けて、本町が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。
- 本計画における基本構想の計画期間は、平成30年度を初年度に、向こう10年間の令和9年度までとします。
- 基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための政策・施策を体系的に明らかにするものです。
- 計画期間は5年間とし、後期基本計画は令和5年度から令和9年度までの計画として策定します。

将来のまちの姿

人とつながり 自然と笑顔あふれるまち とようら

～ どこかなつかしい賑わいのあるまちを目指して ～

緑あふれる森林や美しい海岸線、豊かで誇れる『自然』に満ちた私たちのまちを次世代に、笑顔でしっかりと Batonタッチするため、そして、このまちのために尽力してきた方々のたゆまぬ努力に応えるためにも、一人ひとりができることを考え、行動し、互いを尊重し、助け合い、『人とのつながり』を大切にしていきたい。

そんな想いを込めて、将来のまちの姿を掲げます。

施策体系



後期基本計画

【基本目標1】魅力あるまちの実現



《農林水産業、商工業》

【政策1】地域の持続的発展を促す産業振興

- 既存就農者への支援を行うとともに、新規就農者の確保・育成により持続可能な生産体制等の構築を図ります。
- 農林水産業における生産基盤の整備や新たな技術の活用等により、効率的で安定的な経営を目指します。
- 地域資源を活用した新たな産業の創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を推進します。

(1)農業の振興	①担い手及び新規就農者の育成・確保	②農業基盤の整備・保全
	③持続可能な農業経営の推進	④農産物販売・加工の推進による地域ブランド強化
(2)林業の振興	①森林の整備及び保全	②林業経営の改善
(3)水産業の振興	①水産資源の保護・増大	②漁業経営の体質強化
	③ブランド化の促進と販路拡大	
(4)商工業の振興	①商工業企業への支援	②商店街活性化に向けた取組の推進
	③雇用創出及び起業への支援	



《移住・定住、観光・交流》

【政策2】移住・定住の促進に向けた取組の推進

- マイホームの取得支援、民間賃貸住宅等の建設促進、公営住宅の維持・管理、空き家等の増加に対応した住宅施策について総合的な取組を進め、時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。
- 観光・交流の促進における中核的組織となる噴火湾とようら観光協会の活動を支援し、本町特産物や地域における観光プログラムの開発など、町の資源を活かした魅力ある観光づくりを推進します。

(1)住環境の充実	①マイホームの取得支援	②民間賃貸住宅等の建設促進
	③空き家対策等の推進	④公営住宅等の適正管理の推進
(2)観光・交流の推進	①観光・交流資源の充実	②観光PR活動の充実
	③新商品や加工品の開発・研究の促進	
(3)移住・定住の促進	①マイホームの取得及びリフォームの促進	②定住に向けた情報発信
	③移住体験の促進	

【基本目標2】豊かな生活環境の実現



《防災、防犯、交通安全》

【政策1】安全・安心な地域をつくる取組の推進

- 町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、防災体制の維持・充実に加えて地域防災力の強化を推進します。
- 犯罪の未然防止のため、町民の防犯意識と連帯意識による防犯活動を推進し、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。
- 交通安全に対する町民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保を目指します。

(1)防災体制の構築	①防災体制の充実	②災害時要配慮者への対応
	③地域防災力の向上	
(2)消防・救急の充実	①消防体制の維持・充実	②救急体制の維持・充実
(3)防犯対策の推進	①防犯体制の維持	②消費者対策の推進
(4)交通安全対策の推進	①交通安全教育の推進	②交通安全施設の維持・整備



《道路、公共交通、上下水道》

【政策2】快適に暮らすための生活環境の整備

- 町民生活や産業活動の利便性向上及び安全性向上の観点から、町道の計画的な整備、維持管理を図るとともに、国道・道道などの整備を要請します。
- 町営バスやコミュニティバスなど本町が提供する地域公共交通に関して、少子高齢化など利用者環境の変化に対応した、より良い地域公共交通の実現に向けた取組を推進します。
- 安全で安定した水を供給するため、機器や管路など各地区における水道施設の整備・更新を計画的に推進します。
- 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、生活排水処理施設の整備・更新を計画的に推進します。

(1)道路・橋梁の適切な管理	①町道及び橋梁の整備・維持管理の推進	②除排雪等の充実
(2)公共交通の充実	①JR路線及び路線バス維持・確保	②地域公共交通の充実
(3)上下水道の維持と確保	①安定的な水道水の供給	②生活排水の適正処理



《自然環境保全、環境衛生》

【政策3】豊浦町の魅力としての環境保全・活用

- 環境保全に対する町民の意識の向上に努めるとともに、町民との協働による自然環境の保全・継承活動を推進します。
- 廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

(1)ごみの適正処理とリサイクルの推進	①ごみ減量化の推進	②ごみ処理施設の維持管理
(2)自然環境保全の推進	①自然保護対策の推進	②不法投棄の防止
(3)地球温暖化防止対策の推進	①再生可能エネルギーの利用促進	②温室効果ガスの発生抑制
	③森林の涵養	

【基本目標3】誰もが住みやすいまちの実現

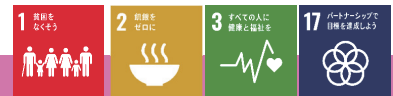


《子育て、学校教育、社会教育、スポーツ、芸術・文化》

【政策1】未来を担うひとづくりの推進

- 子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進め、子育てを地域や社会全体で支えるまちの実現を目指します。
- 児童・生徒一人ひとりに人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育を提供し、地域への愛着と子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。
- 豊かな自然環境など本町の特色を活かした学習機会の提供などにより生涯を通じた学習を推進するとともに、スポーツや文化活動への支援により、町民の心豊かな生活の実現を目指します。

(1) 出産・子育て支援の充実	①母子保健の充実	②子育て支援の充実
	③経済的支援の実施	④支援が必要な子どもと家庭への支援
(2) 学校教育の推進	①小中学校における教育内容の充実	②教育環境の充実
	③就学支援の実施	
(3) 社会教育の推進	①生涯学習活動の充実	②青少年育成活動の推進
(4) スポーツ・レクリエーションの振興	①スポーツ・レクリエーションの普及	②スポーツ活動への支援
(5) 歴史、文化、芸術の振興	①芸術文化活動の促進	②文化財等の保護と活用



《医療、保健、福祉》

【政策2】地域で暮らし続けるための医療・保健・福祉の充実

- 豊浦町国民健康保険病院の経営健全化による持続可能な医療体制の構築を推進するとともに、併設する総合保健福祉施設やまびこを始めとする福祉事業所と連携し、医療、介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供できる HUB 的機能を担う医療機関を目指します。
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するとともに、健康に関する生活習慣の改善を図り、町民の健康寿命の延伸を目指します。
- 高齢者及び障がいのある人への福祉サービスの維持・確保を図るとともに、子どもから高齢者まで、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

(1) 医療提供体制の確保	①持続可能な医療体制の構築	②在宅医療の充実
	③広域連携の推進	
(2) 健康づくりの推進	①健康づくりの推進	②保健事業の推進
	③感染症対策の推進	④精神保健対策の推進
(3) 地域福祉の推進	①地域福祉推進体制の充実	②相談支援体制の充実
	③低所得者等への支援	
(4) 高齢者福祉の充実	①介護予防の推進	②高齢者福祉サービスの維持・充実
	③認知症施策の推進	④生きがいづくり・社会参加の支援
	⑤介護保険サービスの適正供給に向けた検討	
(5) 障がい者福祉の充実	①障がいに対する理解の促進	②障がい福祉サービスの維持・充実
	③社会参加の促進	④障がい児への支援

《人権尊重、男女共同参画》

【政策3】 互いに理解し合える地域づくり

- 本計画を男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」としての位置付けるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、本町における男女共同参画を推進します。
- すべての町民が思いやり、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(1)人権尊重の推進	①人権尊重の普及・啓発	②人権相談の実施
(2)男女共同参画の普及・啓発	①男女共同参画社会意識の醸成	②まちづくりにおける男女共同参画の推進
	③ワーク・ライフ・バランスの推進	④配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

【基本目標4】 健全な行政経営の実現



《住民参画、地域づくり》

【政策1】 町民と共に歩むまちづくりの推進

- 町民がまちづくりへ参加する機会の拡大を図るとともに、自治会活動や町民によるまちづくり事業への支援を図ります。

(1)住民参画の推進	①まちづくりへの参画機会の拡充	②まちづくりの活性化
(2)広報・広聴の充実	①広報の充実	②広聴機会の拡充

《行財政運営、広域行政》

【政策2】 健全な行財政運営の推進

- 変化が激しい社会経済情勢に的確に対応するため、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を推進し、質の高い行政サービスを目指します。
- 持続可能なまちづくりに向けて健全で透明な財政運営を堅持しつつ、事業効果を重視した予算編成体制や町有財産の有効活用、財源の確保などに努めます。

(1)行政運営の適正化	①効率的な行政運営の推進	②人材育成の推進
	③職員数の適正化	
(2)健全な財政運営の推進	①地方公会計制度改革への適切な対応	②計画的な財政運営の推進
	③財源確保の取組推進	④公共施設等の適正管理の推進
(3)情報化の推進	①デジタル技術を活用した住民サービスの普及促進	
	②デジタル技術を活用した行政運営の効率化	
(4)広域行政の推進	①広域行政、共同事業の推進	②西いぶり定住自立圏構想の推進



**第6次豊浦町総合計画【後期基本計画】
《概要版》**

発行：令和5年3月 編集：豊浦町

〒049-5492 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
TEL 0142-83-2121 FAX 0142-83-2129
URL <https://www.town.toyoura.hokkaido.jp/>
